

改葬手続きについて

1. 新たに埋葬・収蔵する墓地・納骨堂を決め、管理者から使用許可を受ける。

2. 改葬許可申請書に必要事項を記入する。

改葬許可申請者と墓地使用者（名義人）が異なる場合には、申請書裏面に墓地使用者から承諾をもらう。

※申請書等は各庁舎窓口で配布または本市ウェブサイトからダウンロードできます。

3. 現在納骨されている墓地・納骨堂の管理者から証明を受ける。

改葬許可申請書の「埋葬・納骨場所の管理者の証明」欄に現在納骨されている墓地・納骨堂の管理者から証明をもらう。

4. 証明を受けた申請書と新しい受入先の受入証明書を市民戸籍課に提出する。

郵送で申請される場合は、受入証明書の写しと返送先の住所を記入した返信用封筒（切手貼付）とご本人確認のため運転免許証等の写し（顔写真付き）を同封してください。

また、日中連絡が取れる電話番号のご記入もお願いします。

5. 遺骨を取り出す。

「改葬許可証」を現在の墓地・納骨堂の管理者に提示して遺骨を取り出します。

6. 新しい墓地等へ埋葬・収蔵する。

「改葬許可証」を新しい墓地・納骨堂の管理者に提示し、遺骨を埋葬・収蔵してもらいます。

※注意

自治体により持ち物や手続き方法が異なる場合があります。申請される自治体に事前に必ずご確認ください。